4030 日スイス経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日スイス経済連携協定では、両国間の往復貿易額の99%以上(日本からの輸出額の99%以上、スイスからの輸入額の99%以上)についてこの協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

品目	交渉の結果
インスタントコーヒー	
アロマオイル	即時関税撤廃
ペクチン(食品添加物)	
ボトルワイン(2ℓ以下)	9 年間で関税撤廃
一部のスイス特産ナチュラルチーズ	
無糖ココア調製品	関税割当を設定
チョコレート菓子	

2. スイスの主な譲許内容

3	
品目	交渉の結果
清酒	即時関税撤廃
盆栽	
長いも	
メロン	
干し柿	
味噌	
生鮮ぶどう	
桃	関税割当を設定
ネクタリン	

Ⅱ. 鉱工業品分野について

1. <u>日本の主な譲許内容</u> ほぼ全ての鉱工業品につき即時関税撤廃

2. <u>スイスの主な譲許内容</u> 全ての鉱工業品につき即時関税撤廃